

小山市コミュニティバス（路線定期運行）運行業務に係る

事業者選定簡易公募型プロポーザル実施要領

小山市役所 総合政策部 公共交通課

この要領は、「小山市コミュニティバス（路線定期運行）運行業務（以下、「本業務」という。）」に係る受託候補者の選定を簡易公募型プロポーザル方式により実施するために必要な事項を定めるものである。

1. 業務概要

(1) 業務名

小山市コミュニティバス（路線定期運行）運行業務

(2) 業務内容

別紙「小山市コミュニティバス（路線定期運行）運行業務仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約日から令和9年9月30日までとする。

(4) 提案限度額（燃料費、管理費、消費税を含む）

令和7年度における地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助ブロックごとに定める標準経常費用（令和7年10月20日付け国総地第166号）に定める地域キロあたり標準経常費用（路線型運行・一般乗合旅客運送事業・地域区分：北関東）： $347.58 \text{ 円} \times \text{実車運行キロ} \times \text{運行日数} + \text{車両の使用に要した費用}$ （但し750万円以内とする。）（千円未満切り捨て）

令和8年4月時点の参考限度額：

$347.58 \text{ 円} \times 26 \text{ km/便} \times 6 \text{ 回/日} \times 365 \text{ 日/年} + 750 \text{ 万円} \div 27,291 \text{ 千円}$

2. 応募資格

公告日現在において、下記の要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 小山市建設工事等請負業者指名停止基準の規定による指定停止を受けていない者及び国又は他の地方公共団体が行う競争入札への参加が停止されていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 当該事業者の役員に破産者で復権を得ていない者がいないこと。
- (5) 道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得または運行開始日までに取得する見込みの者であり、主たる事務所・営業所または自動車車庫が小山市内に位置していること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(7) その他、市長が小山市コミュニティバスの運行業務事業者として選定することが適当でないと認める者でないこと。

3. スケジュール

本業務における契約締結までのスケジュールは以下のとおりとする。なお、下記スケジュールは予定であり変更する場合もある。その場合は事前に連絡を行う。

	内容	日程(令和8年)
1	実施手続きの公表 ・小山市ホームページ及び市庁舎掲示板により公表する。 実施要領等の配布 ・本実施要領、仕様書、様式は、小山市ホームページにて配布する。 小山市ホームページ https://www.city.oyama.tochigi.jp/	4月3日(金)
2	質問の受け付け ・質問書(様式1)によりFAX、電子メール、持参いずれかにて提出すること。 ・説明会は実施しない。 ・上記の受付方法及び受付期間以外の質問は一切受け付けない。 ・回答内容に疑義がある場合でもそれ以上の質問には回答しない。	4月3日(金)～ 4月15日(水)
3	質問に対する回答 ・小山市ホームページにて公表する。個別対応は行わない。	4月17日(金) 午後5時
4	参加表明書、企画提案書等の受け付け ・下記書類をFAX、電子メール、持参のいずれかにて提出すること。 (1) 参加表明書(様式2) (2) 運行計画企画提案書(様式3)	4月30日(木) 必着
5	審査結果の公表 ・小山市ホームページにて公表すると同時に、参加事業者(グループ参加の場合は代表事業者)に書面により通知する。 ・選考結果に対する異議には一切応じないものとする。	5月上旬予定
6	契約の締結 ・詳細については別途該当者に通知する。	9月下旬予定

4. 選定方法

小山市が設置する審査委員会において提出された企画提案書による書類審査を行う。

5. 評価基準

審査採点表に基づき審査する。

6. 審査委員会

技術的能力及び意欲等を勘案し最適な受託候補者を選定するため、選定作業を公平、公正に行う必要があることから、小山市プロポーザル方式実施基準第6条の規定に基づき、審査委員会を設置する。

(1) 組織は下記のとおりとする。

① 審査委員会の委員は、小山市総合政策部長、総合政策部次長、公共交通課長、公

公共交通課交通企画係長、公共交通課バス推進係長により組織する。

- ② 審査委員会は、委員長、副委員長を置き、委員長には総合政策部長、副委員長には総合政策部次長をもって充てる。
 - ③ 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
 - ④ 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
 - ⑤ 審査委員会の事務局は、小山市総合政策部公共交通課に置く。
- (2) 審査委員会は、下記事項を審査する。
- ① 提案書を特定するための評価基準及び評価方法の決定
 - ② 優先交渉権者の特定
 - ③ 前各号に掲げるもののほか、優先交渉権者の特定について必要な事項
- (3) 審査委員会の開催は下記のとおりとする。
- ① 審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
 - ② 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - ③ 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決すところによる。

7. 審査評価及び事業者の選定

審査委員会において、審査の結果を評価し、最も優れた提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する。

なお、選定された優先交渉権者が契約締結までに参加資格を失った場合は、次順位である事業者を優先交渉権者に選定する。

選定結果については、後日、すべての参加者に書類により速やかに通知する。

8. 応募にあたっての留意事項

(1) 提出書類に関する事項等

- ① 使用する言語、通貨及び単位は日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- ② 提出する書類は返却しない。
- ③ 提出後の記載内容の追加、修正はできないものとする。また、提出期限以降における提出書類の差替え又は再提出は認めない。
- ④ グループ参加の場合、企画提案書の「事業者名」には代表事業者名を記載すること。
- ⑤ 提出者の特定ができるような記載（社名、ロゴマーク等）をしないこと。
- ⑥ 提案書は公表される場合があるものとする。ただし、市と参加事業者との協議において、公表されることにより提案した参加事業者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものとする。
- ⑦ 提出書類は本プロポーザルの選定以外に使用しない。ただし、小山市情報公開条例（昭和62年3月12日条例第1号）に基づく公文書の公開請求の対象となることを留意すること。
- ⑧ 提出された提案書類に含まれる第三者の著作権の公表などの使用に関しては、参加事業者が第三者に承諾を得ておくものとする。
- ⑨ 選定された提案書の実施体制については、やむを得ない事由等による他は変更で

きない

(2) 失格要件

下記いずれかの要件を満たさない場合は失格とする。

- ① 実施要領および仕様書の要件を満たさないとき。
- ② 提出方法、提出場所、提出期限等が合致しないとき。
- ③ 提出書類等に虚偽の内容が記載されているとき。
- ④ 公平な審査を妨害する行為があったとき。
- ⑤ その他、市長が不適格と認めるとき。

(3) その他

- ① 参加事業者が提出した書類の著作権は作成者に帰属する。なお、小山市は、選定結果を公表する場合、その他必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- ② 応募に関して必要となる費用は参加事業者の負担とする。
- ③ 公平なプロポーザルが確保できないと思われる場合は審査を中止することがある。
- ④ 参加事業者が1社であっても審査を実施する。
- ⑤ この要綱に定めるものの他、必要な事項は小山市が別に定める。

9. 問い合わせ先、質問書及び書類提出先

〒 323-8686

住 所 栃木県小山市中央町1丁目1番1号（庁舎6階）

小山市役所 総合政策部 公共交通課 交通企画係

電 話 0285-22-9345

F A X 0285-22-9546

メール d-kokyokotsu★city.oyama.tochigi.jp（★は@に読み替えてください。）